

成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン

1. はじめに

- 国及び地方公共団体の財政状況の厳しさが増し、人口減少に伴う人的なリソースの縮減も見込まれている。こうした中、現代の多様化する政策ニーズに対応し、複雑化する社会課題を解決するためには、行政のみによる取組ではなく、官民のステークホルダーが連携の下、民間のノウハウ等を積極的に活用し、アウトカムに焦点を当てたアクションを起こすことが欠かせない。
- こうした効果的な官民連携を実現する方法として、成果連動型民間委託契約方式（以下、「PFS」という。）を活用することが、これまでも増して期待されている。国の取組としては、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定）及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）等において位置付けられている。
- 令和2年度から令和4年度までの3年間においては、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」（令和2年3月27日成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議決定）（以下、「前アクションプラン」という。）に基づき、医療・健康、介護及び再犯防止の3分野を重点分野として、関係府省庁が連携して普及促進を推進してきた。国内のPFSによる事業（以下、「PFS事業」という。）の実施状況を見ると、実績のある地方公共団体や民間事業者は増えた一方、全国的に見れば未活用の団体が多数であり、長期的アウトカムを見据えた複数年にわたるPFS事業の事例も少数に留まっており、PFSの普及は道半ばである。
- 本アクションプランは、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」に基づき、これまでの取組を総括した上で、令和5年度以降の新たな取組事項を取りまとめたものである。今後、令和7年度までの間、本アクションプランに沿って、関係府省庁が連携し、PFSの普及促進を更に推し進めていくこととする。

2. P F Sの普及促進に当たっての考え方

(1) P F S事業について

ア P F S事業の定義

本アクションプランにおけるP F S事業は、次のとおりである。

- 国又は地方公共団体（以下、「地方公共団体等」という。）が、民間事業者に委託等して実施させる事業のうち、
- その事業により解決を目指す社会課題に対応した成果指標が設定され、
- 地方公共団体等が当該社会課題の解決のためにその事業を民間事業者に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動するもの。

また、P F Sの一類型として、ソーシャル・インパクト・ボンド（以下、「S I B」という。）がある。本アクションプランにおいて、S I Bとは、P F S事業を受託した民間事業者が、当該P F S事業に係る資金調達を金融機関等の資金提供者から行い、その返済等を、成果に連動した地方公共団体等からの支払額等に応じて行うものを指す。

イ P F Sの活用

(ア) P F Sの特徴

- 事業活動や、その直接的な結果であるアウトプットではなく、事業の結果からもたらされた変化、便益、学びその他の効果であるアウトカムを評価し、その評価に基づくインセンティブ（成果連動支払い）が設定される。
- 地方公共団体等から民間事業者に対する支払額等が事業の成果指標の改善状況に連動することについて、民間事業者がリスクを負う。
- 他方、アウトカム達成のための事業の内容（サービスの内容、提供の時期や方法等）について、受託者である民間事業者の裁量が大きい。

(イ) 活用により期待される効果

- 地方公共団体等及び民間事業者を含め、全てのステークホルダーが、事業活動そのものよりも、それによってもたらされる社会課題の解決への貢献というアウトカムを中心に考えるようになり、連携が強化される。
- 事業と成果との結び付きに関する仮説設定や分析・評価、適切な成果指標の設定といった手続きにおいて、地方公共団体等による事業実施に係る説明責任（アカウンタビリティ）が果たされるとともに、E B P Mの推進が図られる。
- とりわけ、民間事業者は、支払額等が変動するという不確実性が高い条件下にあって、より確実に成果を達成するために、既存の利用可能なエビデンスを活用することが促進される。
- 民間事業者に認められる裁量が大きいため、案件組成の段階における複数の民間事業者との対話や、公募の過程で、提案される事業の内容による競争が促され、イノベーションが加速する。

- 民間事業者が社会課題の解決を目指す公共サービスへ参入する中で、民間事業者のノウハウの蓄積が進み、民間事業者の育成や新たなサービスの開発が促進される。また、コーポレートシチズンシップの達成が促されるとともに、事業に従事する者の意欲が喚起される。
- 社会課題やその解決策に関する情報交換が活発化し、共通の価値を基盤とする問題解決志向の官民連携のネットワークが形成されることで、個々の事業レベルを超えて、多様なニーズや複雑化する社会課題に対応するレジリエンスを備えたエコシステムが発達する。
- 上述のようなメリットが相互に生じることにより、社会課題の効果的、効率的な解決が達成されると同時に、政策効果の高い歳出への転換が進み、ワイズスペンディングが図られる。

(ウ) 活用が期待される場面

- 民間事業者に新しい技術やノウハウの蓄積等があり、行政が直接実施する場合よりも事業の効果的・効率的な実施が期待できる場合
- 成果連動支払いや裁量の大きさが民間の意欲を向上させる場合（例えば、不確実な成果連動支払いというリスクに応じた支払いが最大の成果達成時に用意される場合、前例のない事業内容の提案が可能な場合 等）
- 事業実施中の状況等の変化に応じて、実施体制やその手法について、行政では難しい柔軟な変更が必要・有効である場合
- 適切な成果指標が設定できる場合（課題解決との関連性、測定可能性、民間事業者を含む関係者の合意可能性）
- 当該事業が解決しようとする社会課題や事業の効果について、関連するエビデンスがある程度存在する又は事業活動の中でエビデンスを創出できる場合

(エ) P F S 事業の実施後の展開

① P F S による官民連携の継続

次のような場合においては、P F S 事業において設定した社会的便益の創出や社会課題の解決に向け、更なる民間のノウハウ等の取入れを進めるため、P F S の活用による官民連携を継続することが考えられる。

- 当該事業に関連するノウハウを有する民間事業者が存在し、更に効果的な方法で事業が実施できると見込まれる場合
- 事業の評価に基づき、ロジックモデルや成果指標の見直しが必要な場合
- 外部環境が変化し、当該P F S 事業によって提供されたサービス内容等を一般化して仕様を設定することが適当でない場合

② P F Sによらない官民連携の継続

次のような場合においては、P F S事業の実施によって得られた知見や経験に基づき、民間事業者に委託する事業内容を具体的に定め、P F S以外の契約方式による官民連携を継続することが考えられる。

- 当該P F S事業の結果を踏まえ、ロジックモデルや成果指標、支払条件等について、ステークホルダー間で合意できる場合
- 事業の成果に影響する外部環境が一定である場合
- 当該P F S事業にかかる課題解決の方法が確立されており、同事業において提供されたサービスを一般化して仕様を設定することが適当である場合

③ 政策立案や予算措置への反映

当該P F S事業を実施した地方公共団体内において、他の分野でP F Sを活用することや、引き続き高い事業効果が期待できる領域について、戦略的に予算を確保すること等が考えられる。

(2) P F Sの普及促進に当たっての方針

ア 現状認識

内閣府が令和4年4月から5月にかけて地方公共団体を対象に実施した調査によると、我が国では、令和3年度末時点で、82団体（府省庁含む）において100件のP F S事業が実施されていた。このうち、前アクションプランにおける重点3分野（医療・健康、介護、再犯防止）については、66団体において65件のP F S事業が実施されていた。前アクションプランにおけるK P I及び目標値として、令和4年度末までに重点3分野P F S事業の実施団体数100団体としていたところ、令和3年度末時点においては、66%の達成率であった。また、令和4年度以降、新たにP F S事業に着手又は実施に向けた検討を行っている団体数は、122団体であった。このように、P F S事業の実施件数や団体は増加し、新たに実施を検討する団体も一定数見られるものの、多くの地方公共団体等においては、P F Sの導入検討には至っていない。

また、実施されている事業の内容をみると、その半数以上が単年度契約の事業である。複数年度の事業であること自体が優れているわけではないが、総じて、社会課題の解決に資する成果の発現には、中長期の時間を要することが多い。そのため、単年度事業が多い現状からは、社会課題の解決までの道筋の仮説設定や分析・評価が尽くされた、いわば本質的なP F S事業が十分に普及していないことが懸念される。

イ 普及促進の進め方

上記の現状認識を踏まえ、以下の考え方によりP F Sの普及促進を進めることとする。

- 前アクションプランに引き続き、重点3分野（医療・健康、介護、再犯防止）を中心にP F Sの活用事例の蓄積を進めつつ、地方公共団体等のニーズ等を踏まえながら、就労支援、環境、まちづくり等の多様な領域への展開を進め、地方公共団体等が社会

課題を解決する一つの標準的な選択肢として、P F Sを普及させる。

- さらに、官民連携を通じた社会課題の解決の促進というP F S導入の本来の目的に照らし、その達成に特に関連性が高いと考えられる本質的なP F S事業を目指し、その先導的な事例については、国が優先的に財政支援や技術支援を行うとともに、地方公共団体等と連携して積極的に広報する。
- 事例の蓄積が進んでいる領域については、より効果的な民間のノウハウ等の取り入れ、エビデンスの蓄積、社会的なインパクトの創出を図る事業を先導的な事業（Type-A）とし、次の要件を満たすこととする。
 1. アウトカム指標に連動した成果支払
 2. 複数年度事業
 3. オープンサウンディング／公募
 4. 専門機関の助言・監修
 5. 厳密な評価デザイン
 6. 便益等の推定
 7. 5000万以上の事業規模
- 事例の蓄積が今後期待される領域については、モデル性の高い好事例である事業を先導的な事例（Type-B）とし、次の要件を満たすこととする。
 1. アウトカム指標に連動した成果支払
 2. 複数年度事業
 3. オープンサウンディング／公募
 4. 専門機関の助言・監修
 5. モデル性の高い成果指標の設定

3. 令和7年度までのアクションプラン

(1) 分野横断的に取り組む事項

ア 共通ガイドラインの改訂

- 本アクションプランの内容、これまでに蓄積されたP F S事業のレビュー、地方公共団体、民間事業者、外部有識者、海外の最新知見を踏まえ、現行の共通ガイドラインをアップデートする。(内閣府、関係省庁)
- P F S事業の実施や評価において必要となるデータの活用に関し、実務において生じる留意点や対処の考え方をとりまとめ、共通ガイドラインに盛り込む。(内閣府)

イ P F Sを活用する地方公共団体等に向けた支援

- 地方公共団体におけるP F S活用の実現に向けて、初期の導入可能性の検討に係る現状・課題の分析から、具体的な案件形成の過程を支援する。また、その際の検討事項や過程等を取りまとめ、その結果をさらなるP F Sの普及促進に活用できるように発信する。(内閣府)
- 案件形成の過程にある地方公共団体に対し、P F S案件組成に必要な成果評価や行政実務の専門家を派遣する制度を整備する。(内閣府)
- P F S事業に活用可能な支援制度等の情報を集約し、地方公共団体や民間事業者に提供する。(内閣府、関係省庁)

ウ エビデンス環境の充実

- 国の支援制度を活用してP F S事業を実施する地方公共団体等に対し、事業組成に係るエビデンスの活用、事業実施を通じたエビデンスの創出に資するため、成果評価の支援を実施する。(内閣府)
- 国が実施する実証事業、過去の支援事業で活用、創出したデータ・エビデンスを取りまとめ、定期的に発信する。(内閣府、関係省庁)
- P F S案件形成を行う地方公共団体等からの個別の要望に応じ、国が既存のエビデンスを検索し、共有する体制を構築する。(内閣府、関係省庁)
- 精度の高いエビデンス創出につながるP F S事業を実施する地方公共団体に対し、支援を優先的に講じる。(内閣府)

エ P F Sの普及啓発

- P F Sのポータルサイトを通じて、国内外の先進的な事例等の情報を提供する。(内閣府)
- 地方公共団体等を対象としたセミナー等を開催するほか、関係省庁が開催する各種会議等を活用して、P F Sについての理解促進を進め、その活用を働きかける。(内閣府、関係省庁)
- 首長のリーダーシップの下でP F Sの導入を本格的・組織横断的に検討する地方公共

団体に対して、複数回のセミナーや相談の実施など、継続的な支援を行う。(関係府省庁)

- P F Sの活用経験のある行政実務専門家、民間実務者が中心となってP F Sの普及促進を進める体制を検討する。(内閣府)

オ P F S普及促進のための戦略的な予算確保

- 地方公共団体によるP F Sの活用を支援する「アウトカムファンド」等の海外の取組を参考に、先導的な事業を中心にP F S推進交付金を拡充するなど、財政支援を実施する。(内閣府)
- 関係府省庁が所管する地方公共団体等向けの補助金、交付金のうち、制度の性質上活用可能なものについては、P F S事業を優先的な対象とすることや、P F S推進交付金との併用の可否について検討する。(関係府省庁)

カ P F S事業の実施を通じて得られた知見の活用

- 先導的な案件を始めとするP F S事業について、行財政効果を含む高い事業効果が期待できる場合は、関係府省庁における将来の政策立案や予算の検討に資するものとして、積極的に情報を共有する。(内閣府)

(2) 医療・健康、介護分野の取組事項

ア 分野別手引きの充実

- 共通的ガイドラインを踏まえた上で、現行の医療・健康、介護分野の手引きについて充実させる。特に、新たに実施された事例からの知見も活用して標準的モデルを構築し、ロジックモデルや成果指標、支払条件、活用したエビデンスを示すほか、事業に携わった民間事業者や専門家の情報も取りまとめる。(厚生労働省、経済産業省)

イ 支払額や評価の根拠となるエビデンス環境の整備

- 予防・健康づくりの健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積するための事業を実施し、その結果を、地方公共団体等が利用しやすい形で公開する。(厚生労働省、経済産業省)

ウ 事例構築を進めるための支援事業の実施

- 多様なP F Sの活用例を蓄積し、その横展開を進めるため、これまでP F Sの活用による課題解決の実績がないものを中心に、地方公共団体を対象とする案件形成支援事業を始めとした支援を実施する。(厚生労働省、経済産業省)
- 関係省庁の支援を受けたP F S事業については、事業の成果の検証を行い、それにより、医療・健康、介護分野におけるP F Sの普及促進に当たって改善が必要な制度や課題等が把握できた場合は、その対策を具体的に検討する。(厚生労働省、経済産業省)

省)

エ P F Sの普及啓発

- セミナー等の実施、各種会議の場における情報提供等により、地方公共団体と民間事業者等に対してP F Sの活用を働き掛ける。(厚生労働省、経済産業省)

オ 交付金や補助金

- 国民健康保険の保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)において、特定健診等の分野を含め保険者から民間事業者に委託してP F S事業を実施する場合についても交付対象とする。(厚生労働省)
- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて交付金を交付する。(厚生労働省)
- 健康保険組合において、データヘルスの取組を一層効果的・効率的に実施し、保険者機能を強化するため、P F S事業のモデル構築のための費用を補助する。(厚生労働省)
- 地域支援事業交付金を活用したP F S事業の事例について、引き続き機会を捉えて周知する。(厚生労働省)

(3) 再犯防止分野の取組事項

ア 分野別手引きの整備

- 再犯防止分野の手引きについて、国内のモデル事業の結果等を踏まえて充実させる。(法務省)

イ 支払額や評価の根拠となるエビデンス環境の整備

- 地方公共団体が、成果指標の改善状況に連動した支払額等を検討するに当たっての参考となるよう、成果指標が改善した場合に期待される政策効果(インパクト)について、参考となる情報を集約して、地方公共団体や民間事業者に提供する。(法務省)

ウ モデル事業の適切な実施と結果の検証

- 令和3年度から開始したモデル事業(S I Bによる非行少年への学習支援事業)について、適切な実施を継続する。(法務省)
- モデル事業の結果について検証を行い、再犯防止分野におけるP F Sの有効性、課題、活用可能性等について整理し、新たなモデル事業の実施を検討する際に活用する。(法務省)

エ P F Sの普及啓発

- 地方公共団体に対して、再犯防止分野におけるP F S事業実施のための手引きやモデル事業の実施結果等について、各種会議等の場で情報提供を行い、P F Sの活用を働き掛ける。(法務省)

オ 地方公共団体が実施する再犯防止施策におけるP F Sの活用の促進

- 地方公共団体が実施する再犯防止施策について、P F Sの活用を促進し、その導入を支援する。(法務省)

(4) 多様な主体・分野への展開

- 毎年度、新たなP F S事業の事例構築を行うためのアジェンダとなる社会課題を設定し、当該課題に関する社会的便益について調査を行う。(内閣府、関係省庁)
- 同時に、モデル的に事業の実施を検討する地方公共団体を募集し、案件形成の支援を実施するとともに、その検討過程で得られた知見を蓄積して公表する。(内閣府)
- 大学等の研究機関からの提案を契機とする事業案件組成を支援する。(内閣府)
- 具体的な成果指標を示すことができるP F Sの特長を生かし、個人や企業・団体からの寄附金や、クラウドファンディングの活用など、多様な人が資金提供者として関わる地方公共団体等の事業について、S I Bの積極的な活用を促す。(関係府省庁)
- 従来官民委託によるP F S事業に加え、社会課題の解決につながる民間の取組の可能性を検討する。(内閣府、関係省庁)

4. 取組を効果的に進めていくための指標及び目標値

(1) P F S事業の実施件数

新たに開始されたP F S事業の件数；90件

(2) 重点3分野のP F S事業を実施した団体数

重点3分野において新たにP F S事業を実施した団体数；60団体

(3) 先導的P F S事業の実施件数

先導的P F S事業の増加

5. アクションプランの進捗管理及び総括

- 毎年度、民間有識者を交えたフォローアップを踏まえ、関係府省庁連絡会議を実施し、取組の進捗管理等を実施する。
- 令和7年度末までに、成果連動の導入を原則とする事業領域、政策、制度を特定するなど、本アクションプランを総括し、その後の政策に活用する。

以上